

東京都公安委員会告示第317号

遺失物法（平成18年法律第73号）第17条及び遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により指定した特例施設占有者について、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号）第29条第1項の規定に基づく公示事項の変更の届出があったので、同条2項の規定により、次のとおり公示する。

令和7年9月24日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

- 1 名称及び所在地並びに代表者の氏名

株式会社マルハン

京都府京都市上京区出町今出川上る青龍町231番地

韓 裕

- 2 変更に係る事項

施設の追加

- 3 追加する施設の名称及び所在地

マルハンメガシティ 2000 蒲田7 大田区蒲田五丁目11番12号